

2026年度(令和8年度) 指定障がい福祉サービス事業者等 集団指導研修



次第

1. 指定事業所等の運営指導について
2. 運営上の留意事項について
3. 人員基準(者)(児)について
4. その他連絡事項について
5. 障がい福祉サービス等の支給決定及び要綱等の改正について
6. 福山市ペアレントメンター事業について
7. 性的マイノリティの現状について
8. 児童虐待防止対策に係る障がい福祉サービス事業所等と福山市(要対協)の連携について



視聴後の研修報告について

●すべての動画視聴が終わりましたら、次のURL及びQRコードから研修報告をお願いします。

●研修の報告は、管理職(管理者及びサービス提供責任者、サービス担当責任者及び児童発達支援管理責任者など)が報告を行ってください。

●報告は事業所ごとで行ってください。

(ただし、特定相談と障がい児相談は1回の報告で構いません。)

※URL: <https://forms.office.com/r/CjgpKbbq1E> ※QRコード:

